

## 大規模建築物の特例(別基準)の対象検討に係る東京都景観条例該当部分

### 第二十条 事前協議

(事前協議)

第二十条 第二条第五号口(1)から(5)までに掲げる都市計画の決定若しくは変更を提案しようとする者、同号口(6)の許可を受けようとする者又は同号口(7)の事業を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に協議しなければならない。

### 第二条第五号口

口 次の(1)から(5)までに掲げる都市計画の決定若しくは変更、(6)の許可(規則で定める建築物に係る許可に限る。)又は(7)の事業に伴い建築されるもの

- (1) 都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区
- (2) 都市計画法第八条第一項第四号の特定街区
- (3) 都市計画法第八条第一項第四号の二の都市再生特別地区
- (4) 都市計画法第十二条第一項第四号の市街地再開発事業
- (5) 都市計画法第十二条の五第三項の再開発等促進区を定める地区計画
- (6) 建築基準法第五十九条の二第一項に規定する敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例、同法第八十六条第三項若しくは第四項に規定する一の敷地とみなすこと等による制限の緩和又は同法第八十六条の二第二項若しくは第三項の規定に基づく一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が良好な景観の形成に必要と認める事業で規則に定めるもの